

令和7年度国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は、世帯の国民健康保険加入者一人一人について算出した合計を、その世帯の年間保険料として、納付義務者となる世帯主名で通知しています。具体的には、下の表の(1)～(3)の組み合わせにより保険料が決まります。ただし、年度の途中で加入・離脱があった場合、資格のない月数分は年間保険料より控除されます。

国民健康保険料の料率

区分	計算方法	料率		
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)
(1)所得割	基準総所得金額(総所得金額の合計－基礎控除額)×料率	9.30%	3.02%	2.56%
(2)均等割	国保加入者 1人につき	34,424円	11,034円	18,784円
(3)平等割	1世帯あたり	33,574円	10,761円	

医療給付費分【(1)+(2)+(3)】と後期高齢者支援金分【(1)+(2)+(3)】と介護納付金分【(1)+(2)】の合計額が1年間の保険料となり、賦課限度額は106万円【医療給付費分65万円+後期高齢者支援金分24万円+介護納付金分17万円】となります。

基準総所得金額の算出（下記の計算を世帯の一人一人で行います。）

1. 事業所得

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{専従者給与}} - \boxed{\text{純損失}}$$

事業者に専従者控除があった場合、事業者は専従者控除後の所得、専従者は給与収入としてそれぞれ所得割額の計算をします。

2. 給与所得

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{給与所得控除額}}$$

3. 年金所得

$$\boxed{\text{年金受給額}} - \boxed{\text{公的年金控除額}}$$

4. 譲渡所得

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{取得費等経費}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

長期譲渡所得等があった場合、特別控除を適用した後の所得で計算します。

* 上記で算出した所得金額を合計して基礎控除額（次頁参照）を控除したものが基準総所得金額となります。

基礎控除額

合計所得金額	市民税の基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

国民健康保険の軽減

令和6年中の軽減判定所得が基準額以下の場合には、保険料の均等割・平等割が軽減されます。

基準額	軽減割合（均等割・平等割）
43万円 +10万円×(一定の給与・年金所得者数-1) (※1)	7割軽減されます。
43万円+30万5千円×被保険者数 +10万円×(一定の給与・年金所得者数-1) (※1)	5割軽減されます。
43万円+56万円×被保険者数 +10万円×(一定の給与・年金所得者数-1) (※1)	2割軽減されます。

※1 波線部分については、一定の給与・年金所得者（次の①～③のいずれかに該当する方）が2名以上の場合のみ計算対象となります。

- ①給与収入額が55万円を超える方
- ②65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- ③65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※3 当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

未就学児の均等割の軽減

未就学児（0～6歳）に係る保険料の均等割について、5割軽減となります。

上記7割、5割、2割軽減該当の場合、軽減後の均等割からさらに5割軽減されます。

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の、あなたの世帯の保険料を計算してみましょう。

医療給付費分の算出

所得割額

所得のある加入者1人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円}} \text{) } \times \frac{\text{料率}}{15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円}} = \text{① } \text{ 円}$$

所得のある加入者2人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円}} \text{) } \times \frac{\text{料率}}{15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円}} = \text{① } \text{ 円}$$

均等割額

$$(\text{国民健康保険加入者数} \text{ (未就学児を除く)} \text{ 人} \times 34,424 \text{ 円} = \text{② } \text{ 円})$$

$$(\text{国民健康保険加入者数} \text{ (未就学児数)} \text{ 人} \times 17,212 \text{ 円} = \text{③ } \text{ 円})$$

平等割額

1世帯あたり

$$\text{③ } 33,574 \text{ 円}$$

$$\text{① } + \text{② } + \text{③ } =$$

$$\text{A 医療分年間保険料 } \text{ 円} \quad (\text{賦課限度額 } 65 \text{ 万円})$$

後期高齢者支援金分保険料の算出

所得割額

所得のある加入者1人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43万円・29万円} - \frac{15万円・0円}{}) \times 3.02\% = \text{① } \text{ 円}$$

所得のある加入者2人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43万円・29万円} - \frac{15万円・0円}{}) \times 3.02\% = \text{① } \text{ 円}$$

均等割額

$$(\text{国民健康保険加入者数} \text{ (未就学児を除く)} \text{ 人}) \times 11,034 \text{ 円} = \text{② } \text{ 円}$$

$$(\text{国民健康保険加入者数} \text{ (未就学児数)} \text{ 人}) \times 5,517 \text{ 円} = \text{② } \text{ 円}$$

平等割額

$$1 \text{ 世帯あたり} \quad \text{③ } \text{ 10,761 } \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \boxed{\text{B 支援金分年間保険料} \text{ 円}} \quad (\text{賦課限度額} \quad 24 \text{ 万円})$$

介護納付金分の算出

所得割額

所得のある加入者1人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43万円・29万円} - \frac{15万円・0円}{}) \times 2.56\% = \text{① } \text{ 円}$$

所得のある加入者2人目

$$(\text{総所得金額} \text{ 円} - \frac{\text{基礎控除額}}{43万円・29万円} - \frac{15万円・0円}{}) \times 2.56\% = \text{① } \text{ 円}$$

均等割額

$$(\text{国民健康保険加入者数} \text{ 人}) \times 18,784 \text{ 円} = \text{② } \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} = \boxed{\text{C 介護分年間保険料} \text{ 円}} \quad (\text{賦課限度額} \quad 17 \text{ 万円})$$

$$A \text{ 医療分年間保険料} \text{ 円} + B \text{ 支援金分年間保険料} \text{ 円} + C \text{ 介護分年間保険料} \text{ 円} = D \text{ 年間国民健康保険料} \text{ 円}$$

$$D \text{ 年間国民健康保険料} \text{ 円} \div 10 \text{ カ月} = E \text{ 6月以降の月額保険料} \text{ 円}$$

※所得割は、所得のある加入者全員の合算となりますので、3人目以降の方については、同様の計算を行う必要があります。

※計算した保険料は、加入月数等により実際と異なる場合がありますので、目安としてご利用ください。